

●香川県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年11月28日から同年12月18日まで一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 国道（一般）

2 路 線 名 377号

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町粉所東字西山80番2地先から 綾歌郡綾川町粉所東字西山21番1地先まで	6.7～8.8	55	令和2年9月15日付け香川県告示第271号で変更した区域の一部

4 供用開始の期日 令和7年11月28日